

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所
所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更の内容

昭和 4 5 年 1 2 月 1 0 日付け 4 5 原第 7 6 6 1 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項について、次の事項の記述の一部を改める。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

八、使用済燃料の処分の方法

九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

① 4 号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が 55,000MWd/t の高燃焼度燃料を使用するため、関連する記載事項の一部を変更する。併せて、本変更に当たって実施する評価の条件及び手法に対して知見の反映、安全解析に使用する気象条件の変更並びに、これらに関連して、原子炉格納容器の可燃性ガスに対する設計方針等に関する記載の適正化を行う。

② 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」の施行に伴い、法令名称、関係組織名称等の記載の適正化を行う。